(単位:件、億円)

令和2年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における令和元年度の契約状況は表1のとおりであり、契約件数は1,200件、契約金額は3,437億円である。

競争性のある契約は547件 (構成比45.6%)、2,070億円 (構成比60.2%) である。平成30 年度と比較して件数、金額共に減少している (件数は7.6%の減、金額は26.7%の減) が件 数については、各新幹線の調査等業務の減少によるもの、金額については、北海道新幹線の 大規模トンネル工事が減少したこと等によるものである。

競争性のない随意契約は653件(構成比54.4%)、1,368億円(構成比39.8%)である。平成30年度と比較して件数、金額共に増加している(件数は6.9%の増、金額は12.2%の増)。件数については新幹線工事に係る地方自治体への施工委託等が増加したこと、金額については、新幹線工事に係る鉄道事業者への委託工事が増加したことによるものである。

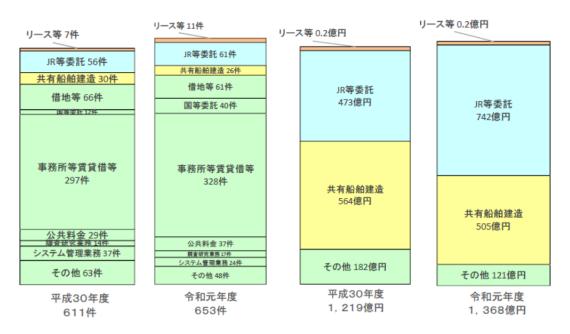
なお、平成30年度及び令和元年度における競争性のない随意契約の内訳は図1のとおりであるが、いずれもその性質上、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。

± 4	会和元:	- $+$ $-$		14 14
75 7	令利元	生世(/)) 訓訓→辛 仝	`1不1罗

	平成3	0 年度	令和元年度		比較増△減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争入札等	(43.6%)	(69.5%)	(40.6%)	(59.6%)	(△7. 2%)	(△27.0%)	
	525	2,809	487	2,050	△38	△759	
企画競争・公募	(5. 6%)	(0.4%)	(5. 0%)	(0.6%)	(△10. 4%)	(25. 0%)	
	67	16	60	20	△7	4	
競争性のある契	(49. 2%)	(69. 9%)	(45. 6%)	(60. 2%)	(△7. 6%)	(△26. 7%)	
約(小計)	592	2, 825	547	2, 070	△45	△755	
競争性のない随	(50. 8%)	(30. 1%)	(54. 4%)	(39. 8%)	(6. 9%)	(12. 2%)	
意契約	611	1, 219	653	1, 368	42	149	
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(△0. 2%)	(△15.0%)	
	1, 203	4, 044	1, 200	3, 437	△3	△607	

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の() 書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。
- (注3) 少額随意契約は含まない。

平成30年度及び令和元年度における競争性のない随意契約の内訳 図 1 【件数ベース】 【金額ベース】



(注) 少額随意契約は含まない。

(2) 当機構における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は 225件(構成比41.1%)、契約金額は933億円(構成比45.1%)である。

平成30年度と比較して、金額は増額している(件数は0.4%の減、金額は14.1%の増)が これは、新幹線の大型工事で一者応札の割合が増えたことによるものである。

表2 令和元年度の当機構の一者応札・応募状況

比較増△減

(単位:件、億円)

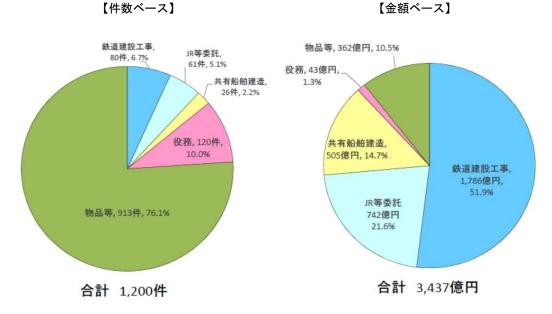
2者以上	件数	366 (61.8%)	322 (58.9%)	△44 (△12.0%)
	金額	2, 007 (71. 0%)	1, 136 (54. 9%)	△871 (△43.4%)
1者	件数	226 (38. 2%)	225 (41.1%)	△1 (△0.4%)
	金額	818 (29.0%)	933 (45. 1%)	115 (14.1%)
合 計	件数	592 (100%)	547 (100%)	△45 (△7.6%)
	金額	2, 825 (100%)	2, 070 (100%)	△755 (△26.8%)

令和元年度

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の() 書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

平成30年度

(参考) 令和元年度契約の件数及び金額の内訳



- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 少額随意契約は含まない。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記の各分野について、それぞれの 状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 鉄道建設工事に関する調達

① 入札・契約手続の適正化、効率化【当該取組の実施状況(総合評価方式実施率※を含む)】 鉄道建設工事に関する調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札 を実施する一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著とな る中、平成17年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行を踏まえ、公共工 事の品質確保を促進するために総合評価方式の適用を拡大してきた。

令和2年度においては、一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事については総合評価方式を実施し、技術提案等の評価について、外部有識者を交えた総合評価審査委員会小委員会において検証を行うことにより、引き続き中立かつ公正な調達に努める。

(参考) 令和元年度の当機構の鉄道建設工事の契約件数及び金額

(単位:件数、%、億円)

(TE: 11 XX / 70 / 16/1									
令和元年度		工事全体				うち総合評価			
		(割合は、下の合計に占める割合)				(割1	(割合は、左の工事全体に占める割合)		
実績		件数		金額		件数		金額	
			割合		割合		割合		割合
	一般競争	75	93. 8%	1, 784(A)	99. 93%	75	100.0%	1, 784(B)	100.0%
鉄道施設	随意契約	1	1. 3%	0. 9	0. 05%				
	計	76	95. 0%	1, 785	99. 98%				
鉄道施設 以外	一般競争	4	5. 0%	0. 3	0. 02%	0	0%	0	0%
合	計	80	100%	1, 786	100%				

- (注1)金額は当初契約金額である。
- (注2) 少額随意契約は含まない。
 - ※一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事における総合評価方式実施率 (=(B)/(A))
- (注3) 端数処理の都合上、合計額は必ずしも一致しない。

また、入札・契約手続に関する競争参加者、発注者双方の事務負担軽減のため、過年度より以下の取組を実施しているところ、引き続き効果が見込めることから、以下の取組を継続する。

- ・複数の工事を同時発注する際に各工事に共通した技術資料 1 組のみを提出させる一括審 査方式の活用
- ・一部の工事種類における技術提案数の削減
- ・設計図書のWEB上ダウンロード化の実施

② 入札の不調対策【当該取組の実施状況】

昨今の入札不調の発生状況に鑑み、競争参加者の確保を図るため、事業者等が競争参加 に際し、技術者の配置計画を一層詳細に策定できるよう、過年度より以下の取組を実施し ているところ、引き続き効果が見込めることから、以下の取組を継続する。

- ・年度ごとに公表している発注見通しにおける工事概要の詳細化
- ・極めて専門性が高い軌道・電気・機械・建築工事において、各系統の設備概略図及び複 数年分の発注計画を公表

③ 個別路線の取組み【当該取組の実施状況】

個別路線のコスト縮減については、路線の特性、工事の進捗状況を踏まえ、過去の縮減 事例を参考にしつつ、その時点で有効な方策に取組むよう努力する。 例えば以下の事例が考えられる。

- ・建設発生土について、自工事内での活用に努めるとともに、搬出先の選定にあっては、 既存・既定の発生土受入地のみならず、自治体や周辺公共工事との連携等を確保し、より条件のよい受入環境をもとめ、発生土処理に係るコスト縮減に努める。
- ・トンネル工事において、従来よりも安価な吹付コンクリート材料の使用によりコスト縮 減に努める。
- ・軌道工事で使用する作業基地の確保にあたっては、必要とする面積や場所を十分検討の うえ、先行している土木工事の作業ヤードを継続し有効活用できるよう調整を行い、軌 道基地整備費用の縮減に努める。
- (2) 情報システムの各種業務システムに関する情報システム兼情報セキュリティアドバイザー (CIO補佐官)による検討・評価【当該取組の実施状況】

機構のIT推進計画において、業務システムの刷新は主要施策の一つの柱となっている。 刷新には検討の段階から、多大な労力と人員が必要であるうえ、多岐に渡る業務システム は、現行システム維持のための保守業務も行いながら、刷新のための検討・改修・開発業務 を行わなければならず、投入経費もできる限り抑制していく必要がある。

業務システム刷新に向け、会計システムの令和2年度からの開発着手、文書管理システムの令和2年度以降の仕様書作成業務など、システム刷新検討調査や刷新調達の図書の整備支援について、CIO補佐官による改修等の必要性の検討・評価を引き続き実施することにより、業務システムコストの適正化を進めていく。

(3) 電子複写機等の本社一括調達【当該取組の実施状況】

複写サービス及びプリントサービス提供業務契約については、一括調達を実施することで、事務の効率化を図るとともに、より経済的な調達を実現することを目的としており、平成29年度から令和6年度にかけて、各地方機関の賃貸借契約期間を考慮したうえで、順次一括契約の対象拠点を増やしているところ、令和2年度においては、本社、東京支社の一部、大阪支社の一部、北海道新幹線建設局の一部及び九州新幹線建設局の計120台について一括調達を実施することで、事務の効率化を図るとともに、より経済的な調達に取組む。

また、プリント、コピー等について、モノクロ・両面・2 アップ印刷の活用を推進することにより、プリント、コピー等に係る経費削減に取組む。

(4) 一般競争入札による電気調達【当該取組の実施状況】

電気調達については、令和元年度から機構が直接契約している一部事務所等において、競争性の確保及びコスト縮減のため一般競争入札を試行したが、すべて不調となった。電気事業者に調達に係る情報を広く周知できていなかったことなどが不調の原因と考えられるため、令和2年度においては、可能な限り当機構側から電気事業者に対する事前の情報収集を行うなどの方法により、広く周知したうえで一般競争入札を行うこととする。

(5) その他継続的な取組み【当該取組の実施状況】

契約監視委員会等により、引き続き、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった 案件を中心に点検、見直しを行う。

なお、一者応札・応募案件については、公告期間の拡大、入札参加資格要件の緩和のほか、 必要に応じて、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者に参加しなかった理由の ヒアリングを実施し、入札参加資格要件の見直し等を検討するなど、引き続き一層の競争性 の確保に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の取組み【当該取組の実施状況】

競争性のない随意契約の新規案件については、引き続き、契約事務規程等に基づき適切に 事務を行うとともに、契約監視委員会において、随意契約事由及び契約価格の妥当性につい て事後に点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組み【当該取組の実施状況】

北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、調査報告書(平成26年9月26日機構公表)にある再発防止対策の内容に沿って、入札談合等関与行為等の再発防止に取り組む。

具体的には、以下の講じた再発防止対策の運用状況についてのフォローアップを継続し、 運用状況を踏まえた見直しを行うことで、引き続き入札談合等関与行為等の再発防止に徹底 的に取り組む。

- 契約業務研修の充実
- 入札・契約監視機能の強化
- 入札契約手続きの見直し
- 情報管理の徹底

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、副理事長を委員長とする入札・契約制度検討委員会により調達等合理化に取り組むこととする。

委員長 副理事長

委員長代理 理事長代理

委員 理事(総務・企画担当)、理事(経理・資金担当)、理事(建設計画担当)、理事(国 鉄清算事業担当)、監査・事業監理統括役、経営自立推進統括役、審議役(鉄道建設 事務担当)、総務部長、企画部長、経理資金部長、事業監理部長、経営自立推進・財 務部長

なお、委員会は上記に掲げる者のほか、必要があるときは臨時に委員を置くことができる こととする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(競争性のない随意契約の新規案件、一者応札・応募案件、2か年度連続の一者応札・応募案件、一定の関係を有する法人の一者応札・応募案件及び公益法人に対する支出)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理 化計画の改定を行うものとする。